

経済産業省が推薦を行っている 叙勲制度について

令和7年6月

経済産業省

大臣官房秘書課、経済産業政策局、中小企業庁

<目次>

I	経済産業省が推薦している候補者の種類	2
II	都道府県から推薦可能な制度に係る推薦基準について	
1.	社格推薦（中堅・中小企業）	
(1)	技術的優位性保有企業叙勲（キラリ叙勲）	3
(2)	長期経営継続企業叙勲（100年企業叙勲）	4
(3)	地域経済牽引企業叙勲（地域牽引叙勲）	5
2.	団体格推薦	
(1)	業種団体（全国団体は除く）	6
(2)	中小企業関連団体（商工会、中央会、商店街）	7
III	推薦検討時の留意事項	
1.	叙勲と褒章の違い	8
2.	栄典の優先順位	8
3.	褒章を受章している場合の叙勲申請	8
4.	社格評価の対象歴	8
5.	社格推薦の勲等の目安	8
6.	その他の留意事項	8
7.	受章環境	9
IV	審査書類作成時の留意事項（主なもの）	10
V	参考：その他の企業経営者向け制度の推薦基準（大臣表彰叙勲、企業経営者叙勲）	11

I 経済産業省が推薦している候補者の種類について

1. 社格推薦

大企業、中堅・中小企業の経営者（最高経営責任者に限る）を推薦

(1) 大企業 売上高500億円以上の企業（製造業の場合）

(2) 中堅・中小企業

- ①キラリ叙勲 技術的な優位性を保有する企業
- ②100年企業叙勲 100年以上の長きに渡り企業活動を継続し地域に貢献している企業
- ③地域経済牽引企業叙勲 地域経済の発展・活性化に関する功績のある企業
- ④大臣表彰叙勲 いわゆる「中小企業300社」で大臣表彰された企業

2. 団体格推薦

各種団体における長歴等経験者（副歴含む）を推薦

- (1) 商工会議所 各商工会議所の会頭、副会頭 等
- (2) 商工会 全国連、県商工会、単位商工会の会長、副会長 等
- (3) 中央会 全中、県中央会の会長、副会長 等
- (4) 商店街 全国、県商店街振興会の理事長、副理事長
- (5) 業種団体 全国、県域団体の会長、副会長
- (6) 弁理士 弁理士会の会長、副会長

3. その他の推薦（公同事務、人目に付かない分野）

(1) 統計調査員 長きにわたり、統計調査業務に従事した方

(2) いわゆる「Ⅱ類」と分類されている分野の方

- ①伝統工芸士 長きにわたり、伝統工芸士として活躍した方
- ②電気ガス保安員、鉱山従事者 人目に付かない分野で精神的・肉体的に過酷な環境に長年従事している方

Ⅱ 都道府県から推薦可能な制度に係る推薦基準について ①

1. 社格推薦（中堅・中小企業）

（1）技術的優位性保有企業叙勲（キラリ叙勲）

1. 対象となる企業

- ・国内シェアNo.1、唯一製造可能（オンリーワン）など、技術的優位性が顕著な、売上高500億円未満の製造業に分類される企業

2. 総業務歴概ね20年以上、社長歴4年以上の経営者

3. 当人自らが技術開発等を行い、当該技術又は当該技術を使用した装置等により売上げやシェアを大きく伸長させた者

4. 社長在任時の直近5年間で赤字がないこと（大規模設備投資、世界的な経済情勢悪化等の特殊要因による赤字は除きます。）

5. 国内外で高い評価を受けるなど、特筆すべき技術を有すること。

6. 当該技術を使用した装置等が当該企業の売りに占める割合が高く(50%以上)、また市場においてトップシェア若しくは独占であること。

7. 当該技術又は当該技術を使用した装置等が我が国に及ぼす社会的・経済的効果が大きいこと。

（推薦検討に当たっての留意事項）

- ・当人自らが開発に携わっていることを確認してください。（経営者の立場の場合は、特許等で氏名が確認できる等、開発に携わっていたことが客観的に確認できる場合等は可）
- ・赤字要件は、大規模な設備投資、世界同時株安といった特殊な理由によるものは考慮されますが、単なる営業上の理由、例えば、取引先の減少とか、単なる不景気による減少といったものでは、考慮されません。
- ・国内外の評価については、雑誌や新聞記事などの紹介記事が一般的です。

Ⅱ 都道府県から推薦可能な制度に係る推薦基準について ②

1. 社格推薦（中堅・中小企業）

（2）長期経営継続企業叙勲（100年企業叙勲）

1. 対象となる企業

推薦する年から100年前を基準として、基準年以前に創業開始したことが確認出来る売上高500億円未満※の企業（一部除外業種あり。また、500億円は製造業の場合。非製造業については別途相談。）

2. 総業務歴概ね30年以上、社長歴10年以上の経営者（ただし社長退任時に企業が創業から100年を経過していること）
3. 都道府県知事又は経済産業大臣若しくは他府省大臣から企業活動100年以上関連又は産業振興関連の表彰歴があること（原則個人表彰）
4. 推薦時点での業績が黒字なこと（特殊要因による赤字は除く。）また、社長在任当時及び推薦時点での業績が概ね良好（大きく落ち込んでいない、また概ね黒字）なこと
5. 企業存続の観点から評価に値する取組等により、経営の安定化や事業拡大等を図り、長きに渡る企業活動を通じて地域経済の発展・活性化に貢献した者

（推薦検討に当たっての留意事項）

- ・ 100年以上存続していることが客観的に確認できることが必要（新聞や雑誌の記事、公的資料も可。社史は原則不可）
- ・ 業種転換していても可。（ただし経営の安定化や事業拡大のためのものと言える場合）
- ・ 表彰歴のうち企業活動100年以上関連の表彰については、受賞時の代表者が叙勲の候補者本人であることが望ましいですが、代表者が異なる場合でも、その表彰内容が代表者個人の功績ではなく企業活動の継続に対するものと確認ができる場合は使用可。また、産業振興関連の表彰については産業を振興した功績に対する表彰であると言えるものに限られる。なお、企業名で表彰されている場合は、その表彰内容が候補者本人の功績と確認ができる場合は使用可。
- ・ 業績は大幅に伸ばしていなくても可。途中で売上が減少していても回復していれば問題無。多少のブレも可。
- ・ 赤字については、自助努力では解決不可能な他律的要因によるものや積極的な経営投資等によるものであれば問題なし。⁴ただし、多すぎる場合は不可。目安的には多くて2割から3割程度。（赤字体質、長期間赤字が続く場合も×）

Ⅱ 都道府県から推薦可能な制度に係る推薦基準について ③

1. 社格推薦（中堅・中小企業）

（3）地域経済牽引企業叙勲（地域牽引叙勲）

青字は31春から新たに追加となった部分

1. 対象となる企業

赤字は4春から新たに追加となった部分

法律に基づく事業計画等として「**新連携**」「**地域資源活用**」「**農商工連携**」「**事業高度化計画**」「**経営革新計画**」「**特定研究開発等計画**」「**地域経済牽引事業計画**」のいずれかの認定や承認を受けた、又は、優れた技術・サービス・経営手法を有する企業として「**グローバルニッチトップ100選**」「**攻めのIT経営中小企業100選**」「**ものづくり日本大賞**」「**日本サービス大賞**」「**ダイバーシティ経営企業100選**」「**新・ダイバーシティ経営企業100選**」、**「地域未来牽引企業」**のいずれかの認定等を受けた、売上高500億円未満※の企業（※製造業の場合。非製造業については別途相談。）

2. 総業務歴概ね20年以上、社長歴4年以上の経営者

3. 都道府県知事又は経済産業大臣若しくは他府省大臣からの産業振興関連の表彰歴があること（原則個人表彰）

4. 推薦時点での業績が黒字なこと（特殊要因による赤字は除く。）また、社長在任当時及び推薦時点での業績が概ね良好（大きく落ち込んでいない、また概ね黒字）なこと

5. 地域経済を牽引する取組を行い、地域経済の発展・活性化に貢献した者

（推薦検討に当たっての留意事項）

- ・能力要件は、企業の実績に関する要件なので、必ずしも社長時代のものでなくても可。ただし、功績との関係では社長時代のものの方が望ましい。社長時代のものではない場合は、候補者の功績であることを説明する必要があります。
- ・ものづくり日本大賞については、個人名で表彰されている場合は、能力要件と表彰要件に同時適用可（一つで両要件達成）。
- ・表彰要件、赤字要件についての留意事項は、100年企業同様です。

2. 団体格推薦

(1) 業種団体（全国団体は除く）

1. 対象となる団体

- ・ 構成員数概ね20以上かつ構成員販売額が30億円以上の団体。
- ・ 同団体での叙勲先例もくしは他府県の傘下団体で先例がある団体。

2. 役員歴概ね20年以上、長歴4年以上。（構成員販売額が50億円以上の団体は副歴でも推薦可。）

（推薦検討に当たっての留意事項）

- ・ 先例がない団体については、同業種で叙勲先例がない場合に限り、新規団体の審査を経て推薦可。（要事前相談）
- ・ 役員歴概ねの範囲は18年以上。ただし、現職の場合は原則退任まで待ってから判断（経歴の伸びが見込まれるため20年まで伸びるのを待つ）。また、20年に満たない場合は、特別功績が必要。
- ・ 役員歴は理事以上が対象。ただし、顧問、監事、評議員、相談役、名誉職は含まない。
- ・ 構成員数概ね20以下また構成員販売額が30億円を切る場合は、先例があっても対象外となるので注意。
- ・ 理事の推薦は功績の切り分けが不明瞭なため原則推薦不可。また専従職員（有給の専務理事等）も推薦不可。
- ・ 勲等については、団体の販売額等の規模により、会長・理事長は、原則双光章又は単光章（一部例外有）。また、副会長・副理事長は、原則単光章。
- ・ 組織率が60%以下の場合は理由を確認。
- ・ ブロック団体が存在する場合は、ブロック団体or県団体のどちらか一方のみを評価。（両方はない）
- ・ 社格でも評価可能で、かつ勲等が同じ場合は、社格推薦を優先。
- ・ 副歴で推薦の場合で、複数人同役職の者が存在する場合は、担当（分担）を十分確認し功績のデマケを整理。
- ・ 候補者の前任で、未受章者がいる場合は、未受章理由を確認。
- ・ 先例との期間が相当空いている場合は、理由を確認。

2. 団体格推薦

(2) 中小企業関連団体

①商工会

【都道府県商工会連合会】

- ・役員歴概ね20年以上
若しくは、役員歴10年以上 + 単位商工会役員歴概ね20年うち長歴8年以上（商工会特例）
- ・上記に加え、長歴4年以上あれば勲等1格上げ。
- ・都道府県商工会女性部連合会については、役員歴概ね20年以上うち長歴5年以上

【単位商工会】

役員歴概ね20年以上うち長歴6年以上

②都道府県中小企業団体中央会

- ・役員歴概ね20年以上
若しくは、役員歴10年以上 + 傘下業種団体役員歴概ね20年うち長歴10年以上（中央会特例）
- ・上記に加え、長歴4年以上あれば勲等1格上げ。

③都道府県商店街振興組合連合会

- ・役員歴概ね20年以上うち副歴以上の歴を有すること。
- ・上記に加え、長歴4年以上あれば勲等1格上げ。

(推薦検討に当たっての留意事項)

- ・概ねの範囲は業種団体の考え方と同様。

Ⅲ 推薦検討時の留意事項①

1. 叙勲と褒章の違い

- 叙勲・・・70歳以上、原則元職(※)、その時点で有するすべての歴(功績)を評価 ※現役は功績が固まっていないため
褒章・・・年齢制限なし、原則現役、一つの事績(同じ功績名のもの全て)について評価

2. 栄典の優先順位

- ・叙勲＞藍綬＞黄綬の順で検討。その際、叙勲と褒章の違いにも留意。その順位に反して推薦する場合は理由が必要。
- ・叙勲の中でも、勲等が高い歴が優先。また、団体格推薦では、同じ勲等であっても県域団体より全国団体が優先されるので、全国団体の歴を有する場合は、全国団体歴での評価が可能かどうか十分に確認が必要。
- ・他に栄典上評価可能な歴を有する場合は、栄典協議を行う。(例：商工会議所)

3. 褒章を受章している場合の叙勲申請

褒章受章後5年以上経過している場合は、検討可能。なお、褒章受章時と同じ内容の功績は使用不可。(功績が重複しやすい例：黄綬と300社叙勲などの企業評価叙勲) 詳細は事前に要相談。

4. 社格評価の対象歴

原則、社長のみであるが、定款等で社長以外の者(会長等)が会社の最高経営責任者として位置づけられていることが確認できる場合は、その歴を評価対象とすることは可能。

5. 社格推薦の勲等の目安

中堅・中小企業評価については、キラリ叙勲が基本的には双光章、それ以外は基本的には単光章。ただし、製造業の場合は、売上高100億円以上を継続して超えている場合※はそれぞれ1格上の勲等評価。

※「継続している」・・・5年以上が目安。

6. その他の留意事項

社格推薦の場合、赤字が多い場合(いわゆる赤字体質)や従業員数等の大幅な減がある場合は推薦不可となる場合もあるので、理由を確認の上、事前に要相談。※候補者の責任では無いこと等の説明が必要。

Ⅲ 推薦検討時の留意事項②

7. 受章環境

本人や会社に係る法律違反・行政処分などの、栄典を授与されることがふさわしくないとされる事案がある場合は、推薦不可期間が発生するため、推薦を検討する際には、候補者が有する全ての経歴について事案の有無を確認してください。（【推薦不可の期間の例】道路交通法：罰金納付時から3年～5年程度、行政処分：処分解除から1年程度 民事訴訟：原則事案終了まで、刑事訴訟：量刑により変化 等）

事案がある場合は、事案の概要（5W1Hを明確に）、事案の顛末（結果）、候補者との関係（歴との対象期間の重なり具合や責任関係）等について、以下に示す「整理していただく際のポイント」を参考に、内容を整理の上、早めに当省へご相談ください。事前に確認をいたします。

なお、確認の結果「問題無し」と確認された場合でも、あくまでも正式推薦前の事前確認であり、推薦に当たっては別途事務手続きが必要になります。（審査過程で新たな事実等が確認された場合は推薦不可となる場合もございます。）

整理していただく際のポイント

■対象となる事案

法律違反（多いのは道路交通法違反、独禁法違反、労基法違反、税法違反）、行政処分、民事訴訟、刑事訴訟、警察、消防、労基署等からの調査・処分、事故・不祥事（社員含む）、報道等で大きく問題視された事案 等

■事案に対する候補者の責任関係

社格・団体格推薦ともに、事案に対する候補者(の歴)の責任関係如何で結果が大きく変わってきますので、十分に確認してください。

■お騒がせ案件

事案との直接の責任関係がない場合でも、世間的に大きな話題となっている事案の場合は、間接的にでも関係があれば、推薦不可となる場合がありますので確認してください。（なお、審査中に事故等があった場合、その責任如何によらず、推薦見送りとなる場合もあります。【例】秋葉原の通り魔事件の犯人が犯行時に勤めていた会社 等）

（ご参考）刑罰等調書との関係、過去の犯歴等

刑罰等調書は概ね過去5年間の犯歴しか出てこないため、確認時点から概ね過去5年以前の犯歴については分かりません。そのため、推薦後の賞勲局の調査により過去の犯歴が明らかになった場合、審査途中で推薦不可となることがあります。

IV 審査書類作成時の留意事項（主なもの）

(1) 審査票

氏名、本籍は戸籍の記載通りに記載。特に数字は要注意（漢数字とアラビア数字）。
現住所については、履歴書の記載と同様に記載。番地は「一」で表記（例：〇〇町1-2-3）しても可。

(2) 履歴書

審査票に記載した日付や名称と同じように記載

(3) 功績調書

課題・懸案、対応、成果ということ意識し記述。特に成果が分からないと功績とならないので留意。
また、時点の整合性（功績と候補者の歴との整合性）や定量的なデータ等の比較を用いて作成する。

(4) 歴代一覧

未受章者がいる場合は、未受章理由を記載（「辞退」、「推薦検討中」、「推薦基準未達」など）。
現職の場合は記載不要。

(5) 団体規模・会社売上高等推移表

評価する歴の就任時数年前から推薦時直近年まで。

(6) 会社、団体関係の調書

調書により作成時点が異なるので注意

(7) その他のエビデンス資料

新聞記事、表彰状の写しなど、客観的な視点から確認できるもの。なお、社史などは原則使えませんが、その内容が客観的データに基づくものの場合（文献で紹介されている内容の引用等）は、使用可能。

(8) 団体相関図

自身の県のみではなく、上部団体・傘下団体・類似団体（ある場合のみ）をすべて記載。また、栄典先例も記入

(9) 功績概要

作成不要。ただし、新規団体推薦の場合は必要。（褒章は作成が必要。）

IV 参考：その他の企業経営者向け制度の推薦基準

原則として、都道府県からは推薦を受け付けておりませんが、参考までにご紹介いたします。

大臣表彰叙勲（対象の表彰：いわゆる「中小企業300社」）

1. 対象となる企業
 - ・いわゆる「中小企業300社」大臣表彰を受賞した企業
2. 総業務歴概ね20年以上、社長歴4年以上の経営者
3. 表彰された内容に関する功績を有する者
4. 推薦時点での業績が黒字なこと（特殊要因による赤字は除く。）また、社長在任当時及び推薦時点の業績が概ね良好（大きく落ち込んでいない、概ね黒字）なこと
5. 表彰後も継続的に地域で活躍していること

企業経営者叙勲（大企業向け）

1. 売上高500億円以上の企業（製造業）
2. 総業務歴概ね20年以上、社長歴4年以上（原則として、候補者の所属する企業）

【要件の詳細】

- ・売上高基準は5年程度継続していることが必要。
- ・売上高は伸長させていることが必須。
- ・重光章以上の勲等の場合は、社業以外にも各種要件を満たす必要がある（主要業界団体の長歴等）
- ・リストラしているのはマイナス評価（場合によっては、推薦不可。）
- ・勲等については、会社の規模をベースに検討。小綬章以上。

★★本資料に関するお問い合わせ先★★

○制度全般

経済産業省 大臣官房秘書課 栄典担当

電話 03-3501-1708 (直通)

共通アドレス (bzl-keisansyo-eiten@meti.go.jp)

○中小企業向け企業経営者叙勲の推薦要件に関するもの

経済産業省 経済産業政策局 業務管理官室 栄典担当

電話 03-3501-1673 (直通)

堀越 (horikoshi-minoru@meti.go.jp)

猪又 (inomata-moeri@meti.go.jp)

○業種団体、中小企業関連団体の推薦要件に関するもの

経済産業省 中小企業庁 業務管理官室 栄典担当

電話 03-3501-1762 (直通)

五十嵐 (igarashi-yasuko@meti.go.jp)

首藤 (shuto-mikiko@meti.go.jp)

川島 (kawashima-sakura@meti.go.jp)